

医 療 機 関 の 長 様
肝疾患診療連携体制における初期診療機関の長 様
新潟県肝炎治療促進事業における登録医 様

新潟大学医歯学総合病院長
新 潟 県 福 祉 保 健 部 長

「平成 29 年度 第 1 回初期診療機関及び新潟県登録医講習会」の開催について（通知）

日ごろ、本県の肝炎対策の推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

新潟県では、肝疾患診療体制の整備を図るため、治療の必要性の判断、治療方針の決定、専門医療機関への紹介等を行う医療機関を「初期診療機関」として登録することとしております。

また、平成 28 年度より「新潟県肝炎治療促進事業における登録医認定要領」を作成し、C 型肝炎のインターフェロンフリー治療に係る新潟県肝炎治療促進事業における登録医について、認定条件を定めたところです。

このたび、新潟県が定める肝疾患初期診療機関指定及び新潟県肝炎治療促進事業における登録医に関わる講習会として、標記講習会を開催することとしましたのでお知らせします。

つきましては、出席を希望される場合は、別紙参加申込書に必要事項を記入の上、お申込みください。

記

- 1 開催日時 平成 29 年 4 月 18 日(火) 19 時から 20 時 40 分まで
プログラム詳細に関しましては同封のプログラムをご参照ください。
- 2 会 場 ホテル日航新潟 4 階 「朱鷺の間」
新潟市中央区万代島 5 番 1 号 TEL 025-240-1888
- 3 申 込 先 新潟大学医歯学総合病院 肝疾患診療連携ネットワーク事務局（肝疾患相談センター内）
〒951-8520 新潟県新潟市中央区旭町通一番町 754 番地
FAX：025-223-6193
E-mail：liver@med.niigata-u.ac.jp
申込締切日 平成 29 年 4 月 4 日(火)
- 4 そ の 他
 - (1) 平成 28 年 3 月 31 日までの間に、新潟県肝炎治療促進事業における登録医となった方については、更新のため、平成 28 年度又は 29 年度中に 1 回、県又は肝疾患相談センターが開催する登録医講習会を受講する必要があります。
 - (2) 平成 29 年度の登録医講習会は 2 回開催（新潟地域（今回案内の講習会）及び中越地域）する予定です。

◆「初期診療機関」とは

市町村の肝炎ウイルス検診や保健所等の検査により、肝炎ウイルス感染の可能性があるかと判定された方に対し、治療の必要性の判断、治療方針の決定、専門医療機関への紹介等を行っていただく医療機関です。

◆「初期診療機関」は、次の要件のいずれかに該当する医療機関です。

- ① 日本肝臓学会又は日本消化器病学会の認定施設若しくは関連施設であること
- ② 日本肝臓学会又は日本消化器病学会の専門医が勤務していること
- ③ ①、②以外で、血液検査及び腹部超音波検査の実施が可能であり、かつ、新潟県、新潟市及び新潟県医師会が指定する講習会に参加した医師が勤務していること

◆「新潟県肝炎治療促進事業における登録医」とは

新潟県肝炎治療促進事業において、C型肝炎のインターフェロンフリー治療に係る「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」は、原則として日本肝臓学会肝臓専門医が作成することとなっている。ただし、十分な経験と知識を有するものとして新潟県が認定した医師（登録医）が作成してもよい。

◆「新潟県肝炎治療促進事業における登録医」は、次の要件すべてを満たす者とします。

- ① 県又は新潟県肝疾患相談センターが開催する登録医講習会を受講した者
- ② 新潟県肝疾患診療協力病院又は新潟県初期診療医療機関の肝疾患担当医であり、次のいずれかの資格等を有する者
 - ア 日本消化器科学会認定専門医
 - イ 新潟県肝疾患相談センターにおいて、アと同等の知識を有すると認められる者

※平成 28 年 3 月 31 日までの間に、新潟県肝炎治療促進事業実施要綱の認定基準の 2（3）＊2 における「十分な経験と知識を有し、平成 20 年以降に肝炎治療促進事業においてインターフェロン治療の診断書を作成した経験のある医師及びそれに準ずる医師」として県に登録されている者については、平成 30 年 3 月 31 日まで登録を有効とする。

◆「新潟県間治療促進事業における登録医」の更新

登録の有効期間は 2 年間とする。

更新をする場合は、登録の有効期間内に県又は新潟県肝疾患相談センターが開催する登録医講習会を受講すること。

本通知に関する問い合わせ先

新潟県福祉保健部健康対策課 感染症対策係 025-280-5200（直通）

新潟大学医歯学総合病院 肝疾患診療連携ネットワーク事務局（肝疾患相談センター内）025-223-6191（直通）